

EU加盟国におけるREACH規則遵守に対する査察状況等調査結果概要(調査期間2009年9月～12月:一部の国では継続調査中)

加盟国名	照会先機関	査察予定の有無	具体的な査察の状況と今後の対応	査察の対象、時期、方法	罰則の適用
ドイツ連邦	ドイツ連邦環境省の化学物質リスク評価・リスクマネジメント課、及び化学品規制課・化学物質規制政策課	未回答	(実施は各連邦州の権限であるので州政府に照会が必要)	(実施は各連邦州の権限であるので州政府に照会が必要)	罰則適用法令: 化学物質規制法 (Chemikaliengesetz)。 罰則: 意図的違反(登録欠損、登録書類や化学物質安全性報告書の不完全・不正確な記載、認可義務違反)には2年以下の自由刑又は罰金。意図的違反で生命、健康、又は外部に重大な被害が及んだ場合は5年以下の自由刑又は罰金。安全性データシートに関する義務違反は秩序違反であり、50,000ユーロ以下の罰金。等
ドイツ: ノルトライン=ヴェストファーレン(NRW)州	NRW州労働・保健・社会省化学物質安全課	未回答	査察状況: 一部の結果・活動は例えば労働保険報告書で発表される。 査察担当部門: 行政区官庁 今後: EU共通のREACH-EN-FORCE-1(2009.12まで)に対応。2010年は更なる査察プロジェクトが予定されている。	査察場所: 製造者、輸入者、唯一の代理人、川下ユーザーが対象。 対象項目: 重点は登録、制限、認可、情報伝達(安全性データシート)など。今後、他にも重点化され得る。 査察時期等: 左記の を参照。 方法: 現場の他、登録書類、安全性データシートなどチェック。	上記のドイツ連邦の罰則の適用を参照。
ドイツ: バイエルン州	バイエルン州労働省	査察予定有り。	査察状況: 事業査察当局がEU共通のREACH-EN FORCE 1の査察プロジェクトに参加している。 査察担当部門: 地方の査察当局(担当者数は地方当局による) 今後: EUとしてレーチンチェックに加え、より査察を広げるプロジェクト実施を計画済み。	査察場所: 製造者、輸入者、唯一の代理人のみならず、商社あるいはユーザーも対象。 対象項目: 物質、混合物或いは最終製品及び登録書類。 方法: 現場査察、書類監査、市場或いは輸入の監視プロジェクト。	罰則適用法令: 例えばドイツ連邦化学物質規制法の第27条b。 所轄: 地方の査察当局。 罰則: 罰金、懲役(地方の査察当局により、ケースバイケースで決定される)。
ドイツ: ハンブルグ州	ハンブルグ州社会、家族、保険及び消費者保護省労働保護局	未回答	査察状況: REACHに特化した査察実施はない(化学分野及び労働保護の査察に統合)。 査察担当部門: 労働保護局内において企業ごとに割当て(法律・規則毎の割当てではない)。 今後: 2009年末まで、EU共通のREACH-EN FORCE 1の査察プロジェクトに参加し、予備登録、登録及び安全データシートでとりまとめを予定。	査察場所: 場所は生産拠点、事務所、保管倉庫、対象企業は唯一の代理人、川下ユーザー、供給者、輸入者(日本の欧州子会社、現地製造会社等も含む)。 対象項目: 専門家による責任体制がREACH遵守の前提条件を満たして構築されているか否かをチェック。 査察時期等: REACHに特化してなく特定不可能。 方法: 各企業の査察と書類監査。	罰則適用法令: ドイツ連邦の化学物質規制法の第27条b及び危険物政令第25条a。将来的には化学物質刑事罰規程に包括記載される予定。 所轄: ハンブルグ州検察庁。 罰則: ドイツ連邦法に準拠。 罰則適用事例: 実績なし。
ドイツ: ヘッセン州	ヘッセン州環境省 REACH専門家グループ	未回答	(査察に関する具体的内容については、現時点で明確に答えることは出来ない。詳細なところは未だ国と州レベルの間で十分に組織化がなされておらず、実施されていない。)	同左	(罰則についても左記同様。)
英国	健康安全庁(HSE)の化学物質規制総局 REACH当局	これまでは、ケースバイケースの受動的対応。今後は積極的に取り組む予定。	査察状況: これまでに100件以上調査し、多くの執行命令書を発出。 査察担当部門: HSEの他、環境庁、エネルギー・気候変動省、400以上の地方行政機関等。 今後: 積極的に登録について査察を予定するが詳細は未定。予備登録については2009年遅い時期を予定。これらはEU共通のREACH-EN-FORCE-1に対応して実施する。	査察場所: 特定の化学物質に係わるサプライチェーンを対象に集中的に取り組む。 対象項目: 重点は予備登録、登録。書類として、インボイス、レシート、製造・輸入・供給の量の証明、安全性データシート(SDS)、唯一の代理人(OR)指名レター、ORでカバーされた輸入者の証明等。 査察時期等: 時期、頻度の特定は出来ない。キャンペーンに基づいて実施する。 方法: 執行命令書や注意喚起書送付で終わる場合、事務所、工場立入り検査の場合等ケースバイケース。	罰則適用法令: REACH執行規則2008(SI2008/2852) 所轄: HSE 罰則: 違反が軽い場合は、下級裁判所訴追で罰金5,000ポンド、懲役3ヵ月までの刑。違反が深刻な場合、上級裁判所訴追で罰金の上限はなく、懲役は最大2年までの刑。罰則は欧州共同体法1972における最大に適用できるレベルを反映。 罰則適用事例: 違反事例が発見された場合、違反の態様、執行業務への協力性、執行命令書への遵守程度等により、執行命令書発出で済む場合や訴追される場合もある。執行命令書は製造・輸入禁止の場合や記録整備命令の軽微な場合もある。違反事例としては、SDS要件の不遵守40件、ノニルフェノールエトキシレート8件および短鎖塩素化パラフィン1件の制限規定不遵守等があった。

加盟国名	照会先機関	査察予定の有無	具体的な査察の状況と今後の対応	査察の対象、時期、方法	罰則の適用
オランダ	住宅・国土開発・環境省	(現時点で回答することは難しい)	査察状況・今後：機密情報も含まれるため現時点で回答することは難しい。 査察担当部門：住宅・国土開発・環境省査察課及び食料・消費者製品安全局。	査察場所・時期・方法：対象企業の選定や査察方法等の機密情報も含まれるため、現時点で回答することは難しい。 対象項目：REACH規制全項目が対象。特に予備登録、登録及び安全性データシート整備状況が中心。	罰則適用法令：行政罰は環境管理法、刑事罰は環境管理法及び経済刑事犯罪法 所轄：住宅・国土開発・環境省等 罰則：行政法；環境管理法に基づく経営上の強制力の行使又は一般行政法に基づく罰則。刑事罰；環境管理法で重犯罪、軽犯罪を規定。経済刑事犯罪法において重犯罪は懲役1～6年又は最高74,000ユーロの罰金、軽犯罪は懲役6ヶ月～2年又は最高18,500ユーロの罰金が課せられる。
ベルギー	厚生・食品安全・環境省の環境総局リスクマネージメント課	まだ査察に関する具体的な計画策定には至っていない。(連邦政府と地域政府の当局間で協力合意について作業中)	査察状況：左記の通り、まず当局間協力合意が必要。 査察担当部門：厚生・食品安全・環境省、雇用・労働・社会協議省、経済省及び地域政府	査察場所：製造者、輸入者、供給者、川下ユーザーが対象。 対象項目：項目のリストは登録段階が終了した後に完成させる。 査察時期等：詳細は未決定。 方法：オンサイト査察と書類監査を実施。	罰則法令：「継続的生産と消費パターンの改善及び環境・公衆生成保護のための製品基準に関する1998年12月21日の法律の修正法律」 所轄：厚生・食品安全・環境省及び地域政府 罰則：重犯罪、軽犯罪に分ける。行政上の手順有り。罰金は143ユーロから55,000,000ユーロに及ぶ。警告は無い。全ての違反は厚生・食品安全・環境省の行政手順から離れて検察官による裁判手続きに移る。 罰則適用事例：未だ無い。
スペイン	環境・農村・海洋省の大気質・工業環境担当	査察機関立ち上げ中。	査察状況：環境・農村・海洋省が査察のための、中央政府と地方政府の独立した共同体を組織化した。2009年中に設立予定。2010年6月までに欧州化学品庁に報告予定。 査察担当部門：健康又は環境部門 今後：(EU共通のREACH-EN-FORCE-1プロジェクトが動いており2010年初期に結果が出ることを期待)	REACH-EN-FORCE-1プロジェクトの推奨に従う。	罰則規定の一つのドラフトが議会で受け入れられて議論中であり、数ヶ月以内に議会で承認される見込み。承認された後、「Boletin Oficial of the State(BOE)」で公布された翌日から発効の予定。
アイルランド	保険安全機関 REACHヘルプデスク	既に開始されている。	査察状況：2009年7月初旬に始まった。査察結果は2010年はじめに公表予定。現時点における査察状況の詳細は公表できない。 査察担当部門：保険安全機関化学物質関連実施局。 今後：今回の査察は2009年度末までを予定。詳細は公表できない。	査察場所：限定できないが、製造者、輸入者或いは唯一の代理人が対象。 対象項目：基本的には予備登録、本登録、並びにSDS整備状況。実際に人員が配置されているかも含む。 査察時期等：一概に言えない。 方法：基本的には書面審査で必要により立ち入り検査。	罰則適用法令：化学物質法{Chemicals Act 2008 (No.13 of 2008)}。 所轄：全般；保険安全機関、環境面；環境保全庁、農薬；農業・漁業・食料大臣。 罰則：査察官による改善計画提出命令などに従わない場合、5,000ユーロ以下の罰金。それ以外の違反で即決判決の場合、5,000ユーロ以下の罰金、及び/又は6ヶ月以下の懲役。起訴判決の場合、300万ユーロ以下の罰金、及び/又は2年以下の懲役。 罰則適用事例：公表できない。
ポーランド	中央衛生検査局	最初の査察プロジェクト進行中。	査察状況：2009年3月に開始。査察550件を計画、456件終了。結果は2009年末までに中央衛生検査局に報告し、適用した罰則情報は査察官のみに伝達。 査察担当部門：中央衛生検査局 今後：査察は2009年11月末まで実施。2010年は年度計画に沿って実施。	査察場所：製造者、輸入者の工場、事務所、倉庫。 査察対象：予備登録、登録、安全性データシート整備状況。又、その更新状況。 査察時期等：2009年3月～11月で550件予定。 方法：オンサイト査察のみ。	罰則法令：「2001年1月11日付け化学物質及び調剤の法律」及び「2009年8月27日更新版」 罰則：罰金最高でPLN 50,000。製造の制限又は禁止措置有り。懲役は最高で2年。 罰則適用事例：最初の査察プロジェクト終了の2010年初期に知ることが出来る。
イタリア	労働・健康・社会政策省予防局化学課	2009年内に実施予定有り。	査察状況：2009年内(11月及び12月)に10ヶ所を予定。公表はしない。 査察担当部門：中央政府は労働・健康・社会政策省、経済振興省及び環境省、地方政府は各州2名で全20州を40名で実施の体制。 今後：違反があれば罰則適用の可能性。査察を繰返す可能性。	査察場所：企業は唯一の代理人、川下ユーザー、供給者、輸入者、を場所は工場、倉庫を想定。 対象項目：予備登録、登録、安全性データシート整備状況。 査察時期等：2009年11月及び12月を予定。 方法：書面審査。	罰則適用法令：2009年9月14日法令N. 133。 所轄：労働・健康・社会政策省予防局。 罰則：行政罰又は刑事罰。懲役3ヶ月以内。重課は案件毎に最大2倍。 罰則適用事例：無し。
フィンランド	フィンランド環境研究所	回答できるまでの詳細な内容について、現在検討中であり、2010年には明らかになる。	査察担当部門：社会保健省、環境省、福祉健康監督庁、環境研究所、他、州政府、地方自治体など	—	罰則適用法令：化学製品法

加盟国名	照会先機関	査察予定の有無	具体的な査察の状況と今後の対応	査察の対象、時期、方法	罰則の適用
スウェーデン	化学物質庁	2009年内に実施予定有り。	査察状況: REACH-EN-FORCEプロジェクトを開始したばかりであり全ての質問に答えることは出来ない。 今後: 本年は9月～11月の間に40ヶ所の査察を想定。結果は本年12月の欧州化学品庁下のフォーラムに報告され、2010年春に欧州化学品庁のホームページに公開される予定。	査察項目: 予備登録、登録及び安全性データシート関係。	罰則法令: 環境法典 (Environmental Code)。 罰則: 登録関係; 罰金又は最高2年の懲役、重大違反の場合は6ヶ月以上或いは6年以上。安全性データシート関係或いは認可候補物質の情報伝達関係; 罰金又は最高2年の懲役であるが、不注意・不備の情報であってもリスク評価を阻害しなければ罰則は適用なし。川下ユーザーの義務関係; 罰金又は最高2年の懲役。認可制度関係; 罰金又は最高2年の懲役。
ポルトガル	経済革新省企業活動局	未回答	査察状況及び 今後: REACH規則執行の国内政令は2009年8月に閣議了解されたが官報掲載手続き中で未だ公表されておらず、現時点では回答できない。 査察担当部門: 経済革新省食品安全・経済機関、環境省環境・都市計画総検査局及び財務省税関・特定消費税局	(査察内容についての解答は差し控える。)	(罰則規定の内容について現時点では回答できない。)
オーストリア	農林・環境・水利省	2009年の査察計画は既にREACH規則に対する企業活動のモニターに含まれている。担当当局で年2回の査察調整会議を開催する。	査察状況: 地方当局は査察回数や日程は固定していないが、年次計画を立案し、実施結果を年次報告書として作成する。 査察担当部門: 農林・環境・水利省及び9つの地方当局。 今後: 2009年末までに2010年の査察計画を立ててREACH遵守チェックを強化する予定。	査察場所: 化学物質又は混合物を輸入、製造、流通、使用する或いは域外のために責任のある企業の現場又は事務所。 査察対象: 登録等、法規定の全ての義務対象。 査察時期等: 時期、頻度は事前には知らせない。 方法: 現場査察、書類監査、サンプル採取及び電子メール、電話等による情報収集。	罰則法令: オーストリア化学品法1996の現行版 (Fed. Law Gaz. I No 53/1997) 及び連邦REACH執行法 (Fed. Law Gaz. I No 88/2009)。 所轄: 地方執行当局いわゆる区当局 (Bezirksverwaltungsbehörden)。 罰則: REACH規則のいかなる義務の違反も38,000ユーロ以下の罰金。懲役は予測できないが、罰金不払いの場合に負わされる可能性あり。輸入に関して、登録不履行等、上市が認められない場合は輸入通関で拒否され得る。REACH規則不遵守の対象となる化学物質は押収される可能性あり。 罰則適用事例: 現在、REACH規則違反について書面化したケースは無い。一般的に、オーストリアでは罰則アクションの詳細として企業名、罰金額等は公表しない。
ラトビア	製品管理部の管理局衛生監督署及び製品安全・市場監視部の監視計画・普及課	2009年6月に査察を開始した。	査察状況: EU共通のREACH-EN-FORCE 1プロジェクトに参加し、2009年の計画を策定。輸入者に対して20件の査察計画があり、2009年10月5日までに9件実施。査察結果はプロジェクトに報告する。 査察担当部門: 製品管理部管理局衛生監督署 今後: 上記プロジェクトは2009年11月に終了予定。2010年査察の計画が開始される。	査察場所: 工場、事務所或いは倉庫の現場を査察。製造者、輸入者、唯一の代理人或いは川下ユーザーが対象。 査察対象: 予備登録、登録及び安全性データシートに関連するいくつかの規定への対応。 査察時期等: 2009年6月から11月まで。 方法: 現場査察。不遵守があった場合は、フォローアップ査察がある。	罰則法令: 行政手順法 (Administrative procedure Law)、ラトビア行政違反法典 (Latvian Administrative violation code) 及び刑事法 (Criminal Law) 所轄: ラトビア行政違反法典は衛生監督署、刑事法は裁判所。 罰則: 上記の法に基づく。登録不履行の場合、その物質の上市は差し止められ、罰金が課せられる。 罰則適用事例: 企業の違反に関するデータは公表出来ない。
ギリシア	経済財務省環境局危険物質担当課	査察予定有り。	査察状況: 年次査察計画に沿って既に査察開始。特に予備登録に焦点を当て、ギリシアでは700-800物質のうち、10%の約70件について査察する。 査察担当部門: 環境部の監督・調整の下、地方の化学品課が実施。 今後: 年次計画は年末までに纏められ、毎年3～4月の会議で報告。	査察場所: 製造者、輸入者及び唯一の代理人。スポット的に輸入通関も対象。 査察対象: 特に予備登録に焦点。分類・表示、安全性データシート及び制限についても実施予定。将来、認可、成形品中の物質等についても組み込む計画。 査察時期等: 企業サイズに応じ、通常1～2日間で査察。 方法: 同じ企業へのフォローアップ査察は2年ごとに実施。査察後、追加情報・証拠の提出要求あり得る。	(具体的説明無し。)
ハンガリー	国家開発・経済省の国立化学安全機関	REACH執行は、化学品安全に関する年次査察の中で優先して実行される。	査察状況: 査察は開始され、執行は継続的。詳細は公表されない。 査察担当部門: 小区域のハンガリー国家公衆衛生・薬事部局 (ANTSZ) 今後: 査察は継続的なので完了日はない。REACH不遵守があった場合、再度の査察がある。	査察場所: REACH規則で義務のあるの全ての対象者が査察対象となり得る。 査察対象: 予備登録、登録、安全性データシート及び制限に焦点が当たる。他のREACH規定も対象。 査察時期等: 公表しない。 方法: 一般的に現場査察を主とする。	罰則法令: 化学品取扱い罰則に関する行政法令 (Bírságrendelet - the government decree on chemical load penalty) 所轄: 小区域のハンガリー国家公衆衛生・薬事部局 (ANTSZ) 罰則: REACH不遵守の企業に対して罰金が課せられ、違反の重大性に応じて3つのカテゴリーがある (Bírságrendelet参照)。 罰則適用事例: データは公表出来ない。

加盟国名	照会先機関	査察予定の有無	具体的な査察の状況と今後の対応	査察の対象、時期、方法	罰則の適用
ブルガリア	環境・水省地域検査調整課	査察については調整中。	査察状況：EU共通のREACH-EN-FORCE 1プロジェクトに参加。詳細はまだ答えられない。 査察担当部門：環境・水省、厚生省、或いはその下部組織及び労働・社会政策省管轄の労働査察局。 今後：2009年～2010年の優先事項に沿って査察実施。	査察場所：製造者、輸入者、唯一の代理人、商社及びサプライチェーン使用者 査察対象：登録、予備登録、安全性データシート、サプライチェーン情報伝達、制限及び情報の保管 査察時期等：調整中につき未だ答えられない。 方法：査察の事前通知があり得る。査察後は協定書にサインする。不備があれば協定書に改善勧告が記載され、遅くとも7日以内の改善回答が求められる。フォローアップ査察もあり得る。	罰則法令：化学物質及び調剤の有害影響からの保護に関する法律(Law on Protection from the Harmful Effects of Chemical Substances and Preparations)及び労働法典(Labour Code) 所轄：環境・水省、厚生省及び労働・社会政策省管轄の労働査察局。 罰則：違反の重大性は、罰金額、意図的か否か、あるいは情状酌量か否か等で評価される。
スロバキア	経済省産業イノベーション部	査察予定詳細は公表できない。	査察状況：EU共通のREACH-EN-FORCE 1プロジェクトに参加予定。 査察担当部門：商業査察機構、公衆衛生局、環境査察機構、国家労働監査局、最高鉱業局及び防衛省 今後：詳細は公表できない。	査察場所：スロバキアの企業 査察対象：通関とも協力の上、該当法令の対象。 査察時期等：詳細は公表できない。 方法：詳細は公表できない。	罰則法令：化学物質及び化学装置に関する法律(Act on chemical substances and chemical appliances) No. 163/2001 of Coll. 罰則適用事例：違反事例は関係当局のウェブ情報等で公表される(個人情報及び秘密情報は除く)。
スロベニア	保健省傘下の化学庁	既に開始されている。	査察状況：EU共通のREACH-EN-FORCE 1プロジェクトに参加しており、同プロジェクトは28カ国と連携して活動している。 査察担当部門：各国担当部門の情報は2009年末にECHAのウェブサイトに掲載される予定。 今後：2009年の上記プロジェクトの結果は2010年第2四半期に公表予定。	査察場所、査察対象、方法等に関しては、左記プロジェクトの「REACH規則施行のための戦略」文書に基本要件を定めている。2009年度は予備登録及び安全性データシートに焦点を当てている。	所轄：保健省傘下の化学庁。
チェコ	環境検査庁廃棄物管理局化学品部	毎年、次の年の査察計画が立てられている。	査察状況：環境検査庁がREACH遵守の査察を実施する。主な事例を公表し、査察による評価は年次報告で公表される。 査察担当部門：環境検査庁、地域公衆衛生当局及び通関当局。 今後：REACH査察の時間的制約は設けてない。	査察場所：REACHに関して義務のある全ての企業。 査察対象：REACH遵守・管理に関わる全ての項目。 査察時期等：REACH査察の時間的制約は設けてないので、予定は伝えられない。 方法：現場査察及び書類監査。	罰則法令：化学物質及び調剤に関する法律第356/2003 Coll. (Act. 356/2003 Coll. on chemicals and chemical preparations)。 所轄：環境検査庁及び地域公衆衛生当局。 罰則：REACH不遵守に対する罰則内容は上記の罰則法令に記載。 罰則適用事例：未だ終了していない事例については情報提供出来ない。いくつかの事例結果についてはウェブサイト(www.cizp.cz)で公表される。
リトアニア	環境省化学物質及び調剤管理課	毎年当初に行政管理区からの計画を含め、年次査察計画が立てられる。それは月度計画により補完される。	査察状況：査察は永続的に行われる。2009年は180の企業を対象に予定。 査察担当部門：州の環境保護査察局(2010年1月1日から環境保護庁に統合再編成)の化学物質及び調剤管理課 今後：永続的であり、完了日は予定されていない。	査察場所：化学物質を扱う全てのタイプの企業が対象で、製造者、輸入者、唯一の代理人、供給者及び川下ユーザーが該当する。例外はない。 査察対象：予備登録、登録、安全性データシート、分類・表示及び他の関連事項。 査察時期等：2009年は180の企業を対象に予定。 方法：現場査察が主。	罰則法令：行政行動規約に関する法律(Law on Administrative Code)第X-1766の第6条(2008年11月6日採択)。 所轄：州の環境保護査察局。 罰則：上記法律に記載。 罰則適用事例：欧州化学品庁の「執行に関する情報交換フォーラム」で統合された情報が準備されつつある。
エストニア	保健保護査察局	欧州化学品庁の「REACH-EN-FORCE 1」プロジェクトの範囲で査察が実施されている。	査察状況：2009年末までに欧州化学品庁がウェブでリンクする予定の各加盟国サイトで情報が得られる予定。 査察担当部門：技術庁、労働査察局、環境査察局、消費者保護委員会、税制関税委員会及び保健保護査察局。	査察場所：製造者、輸入者及び川下ユーザー。 査察対象：予備登録、登録及び安全性データシート。 方法：現場査察及び書類監査。	罰則法令：化学品法(Chemical Act)、行政手続法(Administrative Procedure Act)、刑罰規範(Penal Code)及び軽犯罪手続規範(Code of Misdemeanour Procedure)。 所轄：左記の関係当局。 罰則：化学品法により、REACH規則違反は法人に対して最高350,000エストニアクールの罰金。刑罰規範により、人の生命・健康或いは環境に危害が生じる違反の場合は最高3年の懲役、それが過失による場合は罰金或いは最高1年の懲役。 罰則適用事例：秘密情報以外は左記の「査察状況」記載内容参照。